

# 社会保険 にいがた

一般財団法人新潟県社会保険協会

2018.6 / NO.862

職場内で  
回覧しましょう



## Contents

- 算定基礎届の提出について
- 70歳以上で勤務されている方へ
- 日々の業務や健康づくりに役立つ研修会を開催します!
- 「けんこう職場おすすめプラン」第4期エントリー事業所様募集!
- 〈今月の健康情報〉歯の健康を守ろう!
- 7月の出張年金相談のご案内
- 「海の家」割引利用券を発行します ————— など

## from 新潟 & made in 新潟 探訪 にいがたを見つめる旅

日本でも有数の豪雪地域である津南町。その地形の特徴は階段状に地形が発達した河岸段丘だということ。この河岸段丘に豪雪がもたらすたくさんの地下水が湧水しており、名水の地として国土交通省認定の「水の郷百選」に指定されています。龍ヶ窪は標高450メートルの場所にあり、数多くの湧き水口から毎分30トン、一日に

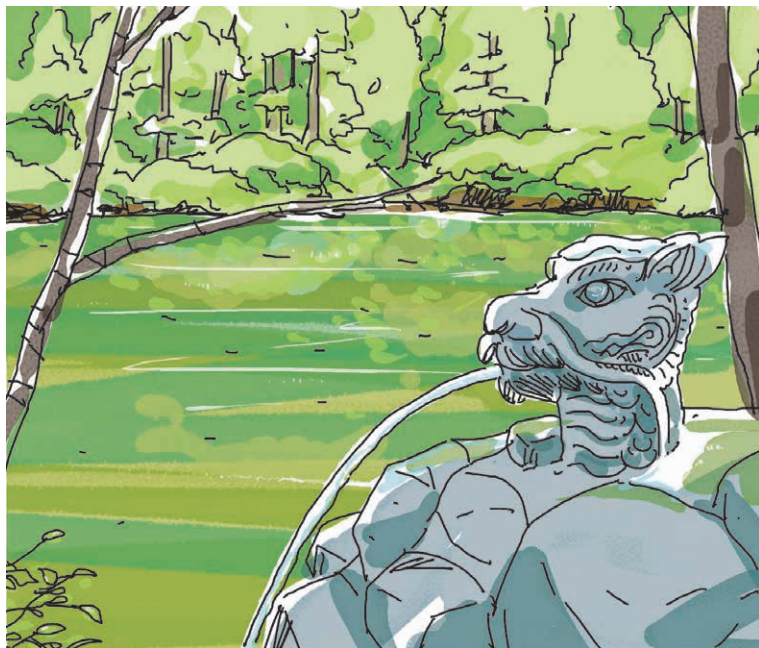
43,000トンの水量が湧き出すことで、池の水はほぼ一日で入れ替わり決して濁ることがありません。こちらは環境省が選定する「全国名水百選」にも選ばれています。透明度が高く澄んだ水面に、池を取り巻くブナなどの広葉樹林が映りこみ、エメラルドグリーンに輝く雰囲気はどこか神秘的です。龍ヶ窪には池にまつわる

## 龍ヶ窪の水(津南町)



いくつかの伝説がありますが、名前の由来とも言われる龍のストーリーが有名でしょうか。その昔、芦ヶ崎という村が日照り続きで食糧も水もない苦しい生活を送っていました。ある青年が天上山へ食糧探しに行くと、昼寝をしている恐ろしい龍と大きな卵を発見。龍が眠るすきに卵を盗んで村へ持ち帰り、村人達で食べようと割ったところ、怒り狂った龍に見つかり食い殺されそうになります。「せめて子どもだけでも助けてほしい」という村人の懇願に心を打たれた龍は三日三晩雨を降らせ、その大量の水が美しい池へと姿を変えました。村人に「龍ヶ窪」と名付けられた池は、龍神様を祀り大切にされたという伝説です。

※取材に基づく一説です。



新潟県社会保険協会では、下記の施設を運営しています。

どなたでもご利用  
いただけます



やすらぎとくつろぎのひとときを。

温泉施設が 素泊まり  
¥4,800から

瀬波温泉 松風荘

村上市瀬波温泉2-4-29 TEL 0254-53-3086

当施設のお風呂は、源泉かけ流し。豊富な湯量と源泉の熱さが自慢です。研修や会議等には会議室をご利用ください(スクール形式で30名様までご利用いただけます)

## 算定基礎届の提出について



事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在在職している全ての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」をご提出いただいております。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

つきましては、算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

### 算定基礎届の基礎となる月と決定対象月

決定対象月（4、5、6月）に支払われた報酬を届書に記入

7月2日（月）から**7月10日（火）**までに**日本年金機構新潟事務センター**へ郵送により提出



### 対 象 者

7月1日現在の全被保険者です。ただし、以下に該当する方は除きます。

- ① 6月1日以降に被保険者になった方
- ② 6月30日以前に被保険者資格を喪失した方
- ③ 7月改定の月額変更届に該当する方（別途、「月額変更届」の提出が必要です。）

### 支払基礎日数

決定対象月（4、5、6月）の報酬の計算基礎となる日数のことをいいます。

#### 月給者

出勤日数に関わらず暦の日数となります

#### 日給者及び時給者

出勤日数となります

..... 被保険者区分及び届書ごとの支払基礎日数（報酬の計算対象） .....

|       | 一般被保険者 | パートタイマー・アルバイト等                                             | 特定適用事業所・国又は地方公共団体等に勤務する<br>短時間労働者 |
|-------|--------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 算定基礎届 | 17日以上  | 17日以上<br><small>※すべての月の支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上の方が対象</small> | 11日以上                             |
| 月額変更届 | 17日以上  | 17日以上                                                      | 11日以上                             |

### 届出の報酬

4、5、6月に実際に支払われた税金等を控除する前の総支給額で、金銭・現物を問わず、事業主が労務の対償として支給する全てのものです。

現物で支給されるものについては、標準価額による金銭に換算して計算します。ただし、食事の標準価額の3分の2以上を本人が負担している場合は報酬に含みません。

## 報酬になるもの(例)

## 金 銭

- 基本給(月給・日給・時給)
- 諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、皆勤手当等)
- 賞与等(年4回以上支給のもの)

## 現 物

- 食事(平成30年度改定あり)
- 社宅、寮
- 衣服(勤務服でないもの)
- 通勤定期券、ガソリン
- 自社製品

…………… 新潟県の現物給与の標準価額(平成30年4月1日) ※赤字は本年度改定箇所です。……………

| 食 事   |      |      |      |        |        |        |         | 住 宅           | その他 |
|-------|------|------|------|--------|--------|--------|---------|---------------|-----|
| 1日当たり |      |      |      | 1ヶ月当たり |        |        |         | 量1量           | 時 価 |
| 朝     | 昼    | 夜    | 三食   | 朝      | 昼      | 夜      | 三食      | 1ヶ月<br>1,280円 |     |
| 170円  | 230円 | 270円 | 670円 | 5,100円 | 6,900円 | 8,100円 | 20,100円 |               |     |

## 算定基礎届の留意事項について

- 支給月、支払基礎日数は、4月、5月、6月の各月に受けた報酬の支払の基礎となった日数を、それぞれの該当月に記入してください。  
※誤って給与支給日を記入している例が多くあります。
- 報酬月額欄は、4月、5月、6月の各月に通貨及び現物で支払われた報酬を記入し、合計額を記入してください。ただし、支払基礎日数17日未満(4分の3以上勤務者(パート)の場合は15日未満、短時間労働者の場合は11日未満)の月は合計額を記入せず横線を引いてください。
- 総計欄は、支払基礎日数が17日以上(4分の3以上勤務者(パート)の場合は、すべての支払い基礎日数が17日未満の場合は15日以上)の月の報酬の総計を記入してください。なお、短時間労働者の場合は支払基礎日数が11日以上(4分の3以上勤務者(パート)の場合は、すべての支払い基礎日数が17日未満の場合は15日以上)の月の報酬の総計を記入してください。
- 備考には、「70歳以上被用者算定」、「二以上勤務」、「月額変更予定」、「途中入社」、「病休・育休・休職等」、「短時間労働者」、「パート」等の場合○で囲んでください。
- 算定基礎届をご提出いただく際には、「算定基礎届(総括表)」も必ず同時に提出をお願いします。

## 70歳以上で勤務されている方へ



在職中の給与に応じた老齢厚生年金の支給停止(在職老齢年金)は、厚生年金の被保険者とならない70歳以上の在職者にも適用されます。

## 対 象 者

- ①過去に厚生年金の被保険者期間がある方
- ②常時使用される(適用除外に該当しない)70歳以上の方

## 届書・申請書

-事業主からのお届け-

## 健康保険 厚生年金保険

- 被保険者資格取得届 厚生年金保険70歳以上被用者該当届
- 被保険者資格喪失届 厚生年金保険70歳以上被用者不該当届
- 被保険者賞与支払届 厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届
- 被保険者月額変更届 厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届
- 被保険者算定基礎届 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届

この規定は従来、昭和12年4月2日以降生まれの方が対象でしたが、被用者年金一元化が施行されたことに伴い、平成27年10月から昭和12年4月1日以前生まれの方にも適用されるようになっています。



協会けんぽ新潟支部にご加入の事業主様・社会保険ご担当者様へ

## 日々の業務や健康づくりに役立つ研修会を開催します!

8月～9月に健康保険委員を対象とした研修会を開催します!  
今年度は、県内4会場での開催です。多くの皆様からのご参加をお待ちしております。

### 佐渡会場

平成30年8月23日(木)  
14:00～16:30(13:30開場)

アミューズメント佐渡  
(佐渡市中原234-1)

### 新潟会場

平成30年9月5日(水)  
14:00～16:30(13:30開場)

新潟ユニゾンプラザ  
(新潟市中央区上所2-2-2)

### 上越会場

平成30年9月11日(火)  
14:00～16:30(13:30開場)

上越文化会館  
(上越市新光町1-9-10)

### 長岡会場

平成30年9月13日(木)  
14:00～16:30(13:30開場)

ハイブ長岡  
(長岡市千秋3-315-11)

## 参加料無料

- 知って役立つ健康保険給付
  - 職場の健康づくりに役立つお話 など
- ／職場での実務に生かせる研修内容を計画中です!／



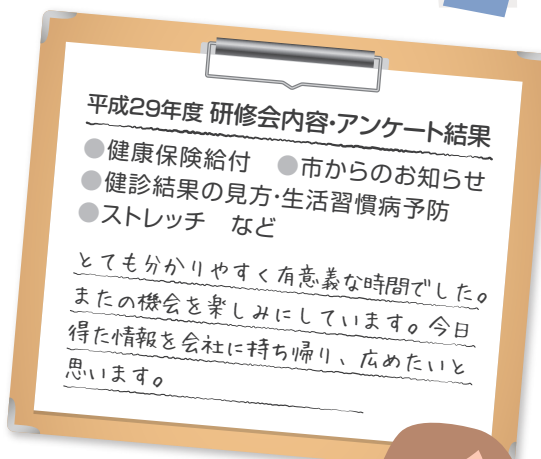
### お申し込み方法

#### すでに健康保険委員にご登録いただいている方

後日、別途ご案内と申込書をお送りいたしますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

#### まだ健康保険委員にご登録いただいていない方

ぜひこの機会に健康保険委員にご登録いただき、研修会へご参加ください。研修会への参加をご希望の方は、新潟支部までご連絡ください。健康保険委員の登録申込書と研修会のご案内をお送りいたします。



参加者の**93.2%**が  
参考になったと回答しました!



お問い合わせ先

協会けんぽ新潟支部【企画総務グループ】 TEL.025-242-0261



全国健康保険協会 新潟支部  
協会けんぽ

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

平成30年2月13日に移転しました!  
郵送先にご注意ください。



スマートフォンから!



協会けんぽ加入事業所の事業主様・社会保険ご担当者様へ

健康経営®宣言サポート企画

※「健康経営®」はNPO法人  
健康経営研究会の登録商標

## けんこう職場おすすめプラン 第4期

### エントリー事業所様募集中!

「けんこう職場おすすめプラン」は、職場での健康づくり、「健康経営®」を実践する事業所様をサポートする企画です。おかげさまで多くの事業所様からエントリーをいただいています! まだエントリーをされていない事業所様は今がチャンスです!一緒に職場の健康づくりをしませんか?

期間

平成30年7月以降、任意の**3か月間**

※第4期は**通年エントリーが可能!**

内容

「健康づくりメニュー」にチャレンジ!

**参加料無料**

詳細は5月号の  
「社会保険にいがた」をご覧ください!

「ワークライフバランス」

の向上を目指し

『健康経営®』に

取り組んでみませんか?

皆様からのご応募を  
お待ちしております!

お問い合わせ先

協会けんぽ新潟支部【企画総務グループ】 TEL.025-242-0261

## 生活習慣病予防健診のお申込みはお済みですか?

協会けんぽ新潟支部では、「加入者様の健康度を高めること」を目指し、35歳以上の従業員や事業主の皆様、ワンランク上の「生活習慣病予防健診」の受診をお勧めしております。

また、平成30年度から導入された「インセンティブ(報奨金)制度」では、皆様に**健診を受診していただき受診率を上げることが、将来の保険料率の上昇を抑えることにつながります!**



6月下旬より生活習慣病予防健診の申込書等を再度送付させていただく場合がございます。まだお申込みをされていない事業所様は、ぜひこの機会にお申込みください。

※すでにお申込みされている場合には行き違いとなりますので、ご了承ください。



生活習慣病予防健診申込書等の送付後、「**健診実施機関**」から電話等によるお申込みの案内をさせていただきます。  
健診実施機関からの案内等があった場合には、お手数ではございますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。



お問い合わせ先

協会けんぽ新潟支部【保健グループ】 TEL.025-242-0264

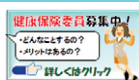


**健康保険委員(健康保険サポーター)を募集しています!**

有益な情報をいち早くご提供します!

応募方法は新潟支部ホームページから→

パソコンから!



スマートフォンから!





今月の  
健康情報



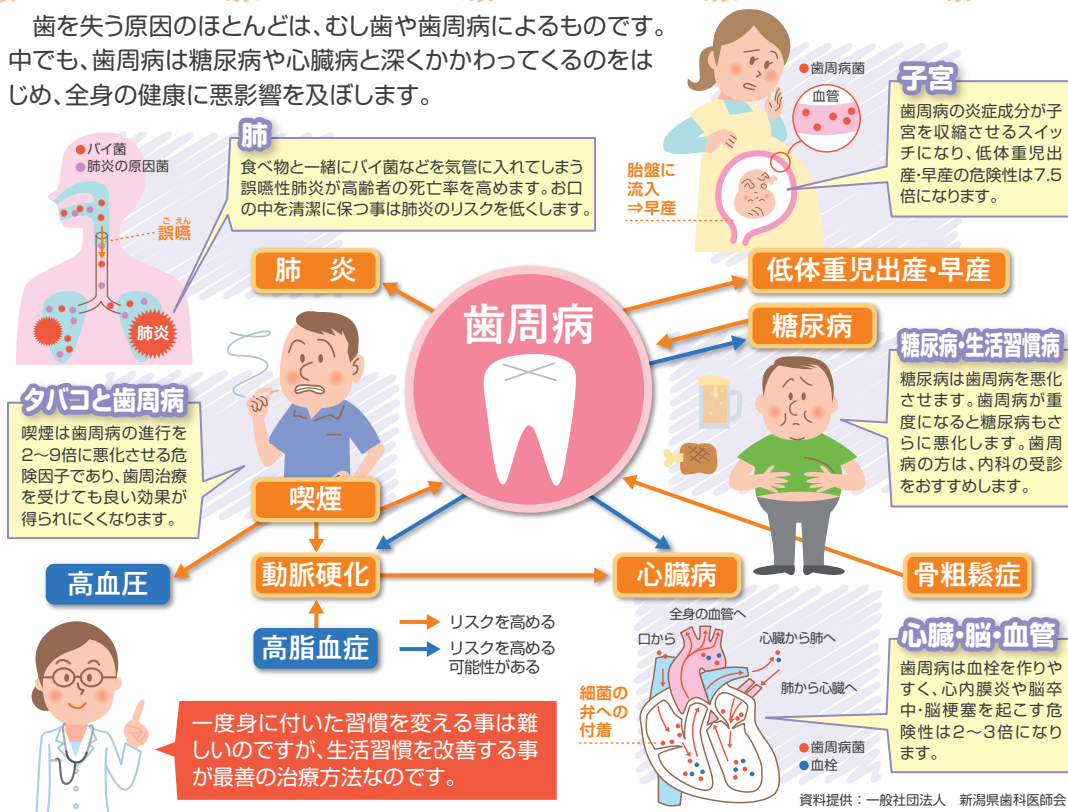
# 歯の健康を守ろう！



6月4日から10日は『歯と口の健康週間』です。この機会に自分の歯の健康管理を見直し、むし歯や歯周病の予防に努めましょう。また、すでにむし歯や歯周病にかかっている人は、そのまま放置せずに歯科医の治療を受けましょう。

## 歯周病と全身疾患の深い関係

歯を失う原因のほとんどは、むし歯や歯周病によるものです。中でも、歯周病は糖尿病や心臓病と深くかかわってくるのをはじめ、全身の健康に悪影響を及ぼします。



### 歯のみがき方のポイント

歯みがきの目的は歯垢を落とすことです。毛先の開いてきた歯ブラシの効率は極端に悪くなりますので、1か月に1度取り替えることをお勧めします。ただし、1か月以内に毛先が開くようなときは、力が入りすぎているかもしれません。歯と歯の間の汚れにはデンタルフロスや歯間ブラシなどの補助的清掃用具を用いることをお勧めします。

**無料で専門家による講演とブラッシング指導会を実施しております！**

対象

協会けんぽ新潟支部  
加入事業所様

所要時間

60〜90分程度（時間は相談に応じます）

内容

当協会委託機関の歯科医師もしくは  
歯科衛生士が事業所様へお伺いし指導します！

※ブラッシング指導の際に歯ブラシを使用  
する場合には費用をご負担いただきます

お申込み・お問い合わせ先

協会けんぽ新潟支部【保健グループ】 TEL.025-242-0264

協会けんぽ新潟支部メールマガジン

「ときメール」配信登録受付中！

登録料無料！！

毎月1回  
（10日頃）配信！

パソコンから！



スマートフォンから！



# 街角の 年金相談センター新潟

新潟駅から  
徒歩5分程



年金事務所と同じように、対面で、  
年金受給の相談や手続きなどが無料でできます。

●所在地 .....  
〒950-0087 新潟市中央区東大通2丁目3-26ブレイス新潟6階

●TEL .....  
お問い合わせ **025-244-9246**

電話による年金相談「ねんきんダイヤル」 **0570-05-1165**  
※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165をご利用ください。

●年金相談時間 .....  
平日(月～金)午前8時30分～午後5時15分  
※土・日・祝日および年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

「街角の年金相談センター新潟」の赤い看板を目印におこしください!



年金の予約相談を実施しています。申込は「025-244-9246」まで  
「街角の年金相談センター」は、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

## 7月の出張年金相談のご案内



年金のご相談は予約制となります。ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

| 主催年金事務所(予約先TEL)            | 会 場                                         | 相談日時(予約可能な相談時間)                  |
|----------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|
| 新潟東<br>(025-283-1014)※予約専用 | 五 泉 市 福 祉 会 館                               | 19日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
|                            | 阿 賀 町 役 場 本 庁                               | 25日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
| 新潟西<br>(025-225-3008)      | 佐渡市にお住まいの方は「テレビ電話相談」も実施しております               |                                  |
|                            | 個室でプライバシーに配慮しています! 好きな日・時間に予約ができます!         |                                  |
|                            | むずかしい操作は一切ありません! 対面相談と同じ相談が可能です!            |                                  |
|                            | 会場：佐和田行政サービスセンター内(事前予約要)                    |                                  |
|                            | あ い ぼ ー と 佐 渡                               | 11日(水) 12:40～15:00 (12:40～14:20) |
|                            | 羽 茂 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー                     | 12日(木) 8:50～10:50 (8:50～10:20)   |
|                            | 佐 渡 中 央 会 館                                 | 25日(水) 13:30～17:00 (13:30～16:30) |
| 長 岡<br>(0258-88-0006)      | 小 千 谷 市 民 会 館                               | 13日(金) 10:00～15:30 (10:00～15:00) |
|                            |                                             | 27日(金) 10:00～15:30 (10:00～15:00) |
|                            | 小 出 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー                     | 25日(水) 10:00～15:30 (10:00～15:00) |
| 上 越<br>(025-524-4115)      | 糸 魚 川 市 役 所                                 | 11日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:00) |
|                            |                                             | 25日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:00) |
|                            | 柿 崎 商 工 会                                   | 18日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:00) |
| 新発田<br>(0254-23-2128)      | 村 上 市 役 所                                   | 11日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
|                            |                                             | 25日(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
|                            | 阿 賀 野 市 水 原 総 合 体 育 館                       | 18日(水) 9:30～15:00 (9:30～14:30)   |
| 六日町<br>(025-716-0802)      | 十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー ( ク ロ ス 1 0 ) | 12日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |
|                            |                                             | 26日(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30) |

●年金の相談にお越しの際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。●本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。(年金のお手続きをする場合は、本人の印鑑も必要となります。)



どなたでもご参加いただけます！

社会保険事務講習会 7月開催のご案内 参加料不要

主に社会保険事務の基本を確認したい方向けの内容ですが、どなたでもご参加いただけます。

【講習内容】 厚生年金保険・健康保険の仕組みと手続き について…………… 講師／全国健康保険協会新潟支部職員  
講師／日本年金機構年金事務所職員

| 開催日      | 開催時間                            | 会場                         | 所在地                     | 定員  |
|----------|---------------------------------|----------------------------|-------------------------|-----|
| 7月 3日(火) | 午後<br>1時30分<br>～<br>午後<br>4時00分 | ワークプラザ柏崎(第2講習室)            | 柏崎市田塚3-11-50            | 36名 |
| 7月12日(木) |                                 | 南魚沼市ふれ愛支援センター(研修室)         | 南魚沼市坂戸399-1             | 60名 |
| 7月18日(水) |                                 | 燕三条地産産業振興センターメッセピア(3F中会議室) | 三条市須頃1-17               | 42名 |
| 7月19日(木) |                                 | クロスパルにいがた(403-404講座室)      | 新潟市中央区礎町3ノ町2086         | 70名 |
| 7月24日(火) |                                 | 上越市市民プラザ(第4会議室)            | 上越市土橋1914-3             | 50名 |
| 7月25日(水) |                                 | まちなかキャンパス長岡(301会議室)        | 長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト3階 | 70名 |
| 7月26日(木) |                                 | 新発田市生涯学習センター(研修室1)         | 新発田市中央町5-8-47           | 48名 |

※「クロスパルにいがた」会場は駐車場が少ないため、また「まちなかキャンパス長岡」会場には駐車場がないため、近隣の駐車場または公共交通機関等をご利用ください。

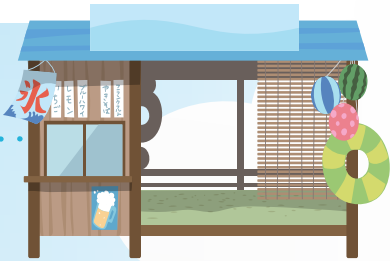
申込方法

参加される会場名、開催日、事業所名、電話番号、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。(電話によるお申し込みも可能です。) なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 FAX.025-290-3201 TEL.025-240-5337

「海の家」割引利用券を発行します

- ご利用できる方
- 社会保険協会会員事業所の従業員及びその家族
- 割引内容
- 割引利用券1枚につき**300円割引**(1枚につき一人割引)
- ご利用期間
- 平成30年8月31日**まで ※開設期間内であっても9月以降はご利用できません



|            |         |                                 |          |                      |
|------------|---------|---------------------------------|----------|----------------------|
| ご利用いただける施設 | 関屋浜海水浴場 | シーポイントニイガタ<br>浜茶屋こがねや<br>海の家 幸楽 | 石地海水浴場   | ココ・パームスー等茶屋<br>さかえ茶屋 |
|            | 角田浜海水浴場 | 泉屋                              | 番神海水浴場   | ブルー・マリーン<br>レッド・アンカー |
|            | 野積海水浴場  | まつや                             | たにはま海水浴場 | 谷浜観光協会会員浜茶屋全店        |
|            | 藤塚浜海水浴場 | 新発田市藤塚浜茶屋出店組合員浜茶屋全店             | 屋外プール    | メイワサンピア屋外プール         |

申し込み方法

下記の申込書と切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、郵送によりお申し込みください。  
※申込してからお手元に割引利用券が届くまで日数を要する場合があります。また、予定数に達した場合には締め切りとさせていただきますのでご了承ください。

申し込み先

新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部・上越支部・柏崎支部の方  
〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F  
一般財団法人 新潟県社会保険協会 宛 TEL 025-290-3200  
長岡支部・六日町支部の方  
〒940-0061 長岡市城内町3-甲893-36丸山ビル601  
一般財団法人 新潟県社会保険協会中越地区事務センター 宛 TEL 0258-31-8090

平成30年度

「海の家」割引利用券 申込書

| 該当する支部名を○で囲んでください。              | 申込希望枚数 |
|---------------------------------|--------|
| 新潟東・新潟西・三 条・新発田・長 岡・六日町・上 越・柏 崎 | 枚      |

申込日 平成 30 年      月      日

事業所所在地

事業所名称

電話番号